

「納税の猶予制度の特例」の適用後の状況

令和4年8月5日
国 税 庁

国税庁においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、納税が困難な方に対し、納税者の置かれた状況や心情に十分配慮して納税者の実情を的確に把握した上で、迅速かつ柔軟な猶予制度の適用に努めています。

令和2年4月30日に施行された「納税の猶予制度の特例」（特例猶予）の適用後の状況について、件数及び税額を取りまとめましたので、以下のとおりお知らせします。

○ 特例猶予の適用後の状況（令和4年6月6日現在）

		件数	税額
特例猶予の適用状況 (令和2年4月～令和3年2月)		(100.0%) 322,801件	(100.0%) 1,517,647百万円
適用後の状況	完結	(76.8%) 247,997件	(90.8%) 1,378,766百万円
	既存の猶予制度を適用	(16.1%) 51,953件	(6.8%) 102,814百万円
	相談中など	(7.1%) 22,851件	(2.4%) 36,067百万円

- (注) 1 特例猶予制度は、令和3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象である。
「特例猶予の適用状況」の各計数は、納期限までに申請（税務署長等においてやむを得ない理由があると認める場合には、その国税の納期限後にされた申請を含む。）され、令和3年3月31日までに許可したものを示す。
- 2 「特例猶予の適用状況」には、既存の猶予制度の適用件数・税額は含まれていない。
- 3 「相談中など」には、既存の猶予制度の審査や納付の相談を行っているものなどが含まれる。

(参考 1) 特例猶予の適用後の状況 (税目別件数)

(単位: %、件)

	特例猶予が適用されたもの			
	特例猶予の適用後の状況			
	完結	既存の猶予 制度を適用	相談中など	
全税目	(100.0) 457,363	(74.6) 341,126	(16.5) 75,395	(8.9) 40,842
所得税	(100.0) 146,233	(69.2) 101,174	(17.0) 24,893	(13.8) 20,166
内 源泉所得税	(100.0) 85,349	(71.3) 60,875	(14.5) 12,348	(14.2) 12,126
内 申告所得税	(100.0) 60,884	(66.2) 40,299	(20.6) 12,545	(13.2) 8,040
法人税	(100.0) 28,904	(80.9) 23,372	(11.4) 3,290	(7.8) 2,242
消費税及び 地方消費税	(100.0) 256,048	(76.0) 194,631	(17.5) 44,696	(6.5) 16,721
その他税目	(100.0) 26,178	(83.8) 21,949	(9.6) 2,516	(6.5) 1,713

(注) 1 括弧内の数値は、各税目における適用後の状況の構成比を表す。

2 「特例猶予の適用後の状況 (令和 4 年 6 月 6 日現在)」の件数 1 件に複数の税目が含まれる場合があるため、全税目の件数と一致しない。

(参考2) 特例猶予の適用後の状況 (税目別税額)

(単位: %、百万円)

	特例猶予が適用されたもの			
	特例猶予の適用後の状況			
	完結	既存の猶予 制度を適用	相談中など	
全税目	(100.0) 1,517,647	(90.8) 1,378,766	(6.8) 102,814	(2.4) 36,067
所得税	(100.0) 121,781	(84.1) 102,442	(10.4) 12,657	(5.5) 6,682
内 源泉所得税	(100.0) 89,562	(89.5) 80,121	(6.4) 5,771	(4.1) 3,669
内 申告所得税	(100.0) 32,219	(69.3) 22,321	(21.4) 6,886	(9.3) 3,012
法人税	(100.0) 436,184	(97.3) 424,391	(1.8) 8,068	(0.9) 3,726
消費税及び 地方消費税	(100.0) 905,942	(88.3) 800,273	(8.9) 80,386	(2.8) 25,284
その他税目	(100.0) 53,740	(96.1) 51,661	(3.2) 1,703	(0.7) 376

- (注) 1 括弧内の数値は、各税目における適用後の状況の構成比を表す。
 2 各々の計数において、百万円未満を四捨五入していることから、全税目の税額は各税目の税額の合計と一致しない。